

鶴岡市農業委員会第18回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年 5月16日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎2階 205会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 16番 榎本 梅藏
遅参委員	8番 木村 充 委員
早退委員	なし
欠席委員	15番 佐藤 宣夫 推進委員
事 務 局	局長 齋藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 石塚 亮 伊藤 豊 長瀬 かおり 鶴岡分室専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 齋藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日、欠席届は15番 佐藤 宣夫 推進委員より提出されており、8番 木村 充 委員が遅参いたします。早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第18回西部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は慣例により議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議長の方から指名いたします。9番 大池 典子 委員、1番 五十嵐 覚 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について 一括して上程いたします。 事務局の説明をお願いします。事務局の説明を願います。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ございませんか。 報告事項ですので、次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>3条案件ですので各担当委員より現地調査の報告をお願いします。9番 菊地推進委員。</p>
9番 推進委員	<p>9番菊地です。5月10日、部会長と鶴1、鶴2、鶴3、鶴4、鶴5、鶴6、鶴7、鶴8、の案件に関して、現地確認をいたしました。 どれも適正に管理されており、問題のないことをご報告いたします。 鶴9に関しましては借り人の変更ですが、去年、それまでも耕作している方で、特に問題ないとみております。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 5番 重松委員。</p>
5番委員	<p>5番重松です。20ページ鶴7の案件の総額100円の意味するところはなんですか。</p>
議 長	<p>事務局の説明を願います。</p>
事 務 局	<p>鶴7の案件についてですが、無償でも良かったのですが、どうしてもお金を支払いたいとの事で、このような金額になりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。 他に質疑はございませんか。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により議案第1号は原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	(説明)《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について》
議長	現地確認の報告をお願いいたします。9番菊地推進委員。
9番 推進委員	9番菊地です。鶴1の案件ですが、畑になっており果樹を切り出した状況で、特に問題がなかったことをご報告します。
議長	それでは、質疑を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により議案第2号は原案通り決しました。 つづきまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	現地確認の報告をお願いいたします。9番菊池推進委員。
9番 推進委員	9番菊地です。鶴2、鶴3、鶴4、鶴5につきまして、適正に管理されており特に問題がなかったことをご報告いたします。 なお、鶴1の案件ですが、現況地目が田になっていますが、どう見ても畑でした。
議長	ありがとうございます。それでは、質疑を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により議案第3号は原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第4号 農地利用集積計画(案)の決定について》
議長	それでは、質疑を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第4号 農地利用集積計画(案)について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
	全員賛成により議案第4号は原案通り決しました。 それでは、議案第5号 非農地証明願について、を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第5号 非農地証明願について》
議長	現地確認の報告をお願いいたします。9番 菊地推進委員。
9番 推進委員	9番菊地です。鶴1の案件におきまして確認したところ、現場はよっぽど前から農地として使用されていない状況で、非農地証明に対し適切と判断いたしました。

議 長	それでは質疑に入ります。何か質問のある方お願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第5号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により原案通り決しました。 以上で本日の審議を全て終了します。 それでは農業者年金の裁定請求について、事務局より報告願います。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項ではありますが、質問のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これをもちまして第18回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後14:00
議 長	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 大 池 典 子 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 五 十 嵐 覚 _____</p>